

## 採用活動におけるハラスメント防止ガイドライン

### 1. 基本方針

学校法人文教大学学園（以下、本学園）は、採用選考において応募者の皆様の基本的人権を尊重し、公平かつ公正な採用活動を行います。建学の理念である人間愛の精神に基づき、応募者の皆様が個人として尊重され、心身ともに安全な環境で選考に臨めるように努めます。個人の尊厳を傷つけるあらゆる形態のハラスメント行為を一切容認しません。

### 2. 適用範囲

本ガイドラインは、本学園の採用活動（採用説明会、採用面接、その他各種選考）に従事するすべての教職員に適用されます。

※本学園では現在、インターンシップおよびOB・OG訪問は実施しておりませんが、これらに準ずる全ての接触において本ガイドラインを適用します。

### 3. ハラスメント行為の禁止

本学園の教職員は、応募者に対し、以下のハラスメント行為（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントに類する行為）を行いません。

- 不適切な言動・質問：
  - 性別、容姿、身体的特徴、交際相手の有無、恋愛観、結婚観、性的指向、性的な事実関係などに関する質問や発言
- 身体的接触・私的な接触：
  - 握手、肩を叩くなど、不必要な身体への接触
  - 採用活動とは無関係の連絡、SNSの個人アカウントの交換要求
  - 採用活動に該当しない、本学園の敷地外での非公式な接触
  - 食事・デートへの誘い、性的な関係の強要
- 不当な強要・拘束：
  - 内定（内々定）と引き換えの、他社等への就職活動の終了の強要

#### 4. 相談窓口の設置

万が一、本学園の採用活動において本ガイドラインに反する疑いがある行為を受けた、あるいは見聞きした場合には、以下の窓口までご連絡ください。

- **窓口名称：** 就活ハラスメント相談窓口（文教大学学園 総務部人事給与課）
- **連絡先：** jinji@stf.bunkyo.ac.jp
- **対応方針：** 相談者のプライバシーは厳守します。また、相談したことや事実関係の確認に協力したことを理由に、選考において不利益な取り扱いをすることはありません。

#### 5. 違反者への対処

本学園が事実関係を調査のうえ、本ガイドラインに反する行為があったと判断した場合は、就業規則等に基づき必要な措置を講じます。また、全教職員に対し、本ガイドラインの周知徹底と意識向上を図るための教育及び啓蒙活動を継続的に実施します。

制定日：2026年6月9日

学校法人文教大学学園